

奈良県立医科大学新キャンパス飲料自動販売機設置運営事業仕様書

1. 事業名

奈良県立医科大学新キャンパス飲料自動販売機設置運営事業

2. 業務内容

新キャンパス構内において、学生及び教職員に対する福利厚生並びに来客者へのサービス提供を目的として、構内で飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を設置・運営を行う業務。

3. 契約期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで。

4. 設置場所

- (1) 全体配置図 別紙 1
- (2) 設置場所及び台数 別紙 2

5. 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、乳飲料、ジュース類等の缶、ビン、ペットボトル等密閉式の容器、紙パックの清涼飲料水とし、酒類（ノンアルコール飲料を含む）は販売しない。

6. 自販機設置時期

令和 7 年 3 月中旬（予定）

7. 費用負担

自販機の設置、移設及び撤去に伴う費用。機器の維持管理及び補修、運営に関するすべての費用を負担すること。

ただし、自販機に関わる光熱水費に関しては、当財団の負担とするとともに、自販機設置に係る施設使用料は無償とする。

8. 自販機の管理及び運営上の条件

①維持管理

ア) 商品補充（売り切れ防止等）、金銭管理（つり銭対応含む）、空き缶回収等、自販機の維持管理は設置事業者の責任で行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに在庫及び補充の管理を適切に行うこと。

イ) 自販機に関わる故障や問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任におい

て迅速に対応すること。また自販機に故障時等の連絡先を明記すること。

ウ) 毎月の売上本数及び売上金額を記載した報告書を作成し、当財団に提出すること。

エ) 販売商品（衛生管理に起因するものを含む。）、自販機に起因する事故及び自販機の汚損等、当財団の責めに帰する事由がある場合を除き、設置事業者がその責めを負うものとし、また設置事業者の負担により速やかに復旧すること。

②販売価格

販売価格は、標準小売価格を下回る価格に設定すること。

③自販機

ア) 可能な限り災害救援自販機とすること。（バッテリー式、ハンドル充電式、ワイヤー式を問わない。）

イ) 可能な限りキャッシュレス対応とすること。

ウ) 設置する自販機は、グリーン購入法における環境物品等の調達に関する基本方針の基準に適合していること。

④売上手数料

設置事業者は、自販機の毎月の売上金額の合計に提案した売上手数料率を乗じた金額を翌月末までに支払うこと。

9. その他

①本学の教職員、学生の皆様に多様な飲料を提供するため、一事業者あたりの設置台数に上限を設ける場合がある。

②設置場所の状況に応じて、設置機種の大きさは別途協議するものとする。

③その他、本仕様書に記載のない事項や詳細な内容については、両者の協議により決定するものとする。